

生駒市規則第6号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則（平成29年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則別表の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。